

重要

令和6年3月25日

各居宅介護支援事業所管理者 様

社会福祉法人 優輝会
指定通所介護事業所 恵珠苑
生活相談員 川原 正明
電話 (095) 828-1332

令和6年4月から介護報酬（加算）等の変更について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、当事業所運営につきましましては、ご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年4月からの介護報酬（加算）等について、下記の通り変更となりますのでお知らせいたします。なお、ご不明な点等ございましたらご連絡ください。 敬具

恵珠苑 通所介護Ⅰ								
施設区分	介護区分	恵珠苑通所介護事業所【Ⅰ】算定基本単位						前年度との差 7~8h
		3h~4h	4h~5h	5h~6h	6h~7h	7h~8h	8h~9h	
通常規模 延べ301~750人以内 【1月平均利用者】 <u>日曜日の営業はあり ません。</u>	要介護1	370	388	570	584	658		+3単位
	要介護2	423	444	673	689	777		+4単位
	要介護3	479	502	777	796	900		+4単位
	要介護4	533	560	880	901	1,023		+5単位
	要介護5	588	617	984	1,008	1,148		+6単位

加算関係単位 令和6年4月より 処遇改善加算は6月より一部変更あり

	令和6年4月より	令和6年3月まで	昨年度との差	
入浴介助加算Ⅰ	40	40	変更なし	【Ⅰ】or【Ⅱ】を利用毎に算定 ●基本的に【Ⅱ】を算定します。
入浴介助加算Ⅱ	55	55	変更なし	【Ⅰ】or【Ⅱ】を利用毎に算定 ●基本的に【Ⅱ】を算定します。
個別機能訓練加算Ⅰ 【イ】	56	56	変更なし	【イ】or【ロ】を利用毎に算定 ●基本的に【ロ】を算定します。
個別機能訓練加算Ⅰ 【ロ】	76	85	▲9単位	【イ】or【ロ】を利用毎に算定 ●基本的に【ロ】を算定します。
個別機能訓練加算Ⅱ	20	20	変更なし	ひと月に20単位を加算
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	22	変更なし	サービス利用毎に加算
●新処遇改善加算 令和6年6月より	×0.092		新設 +0.01	6月以降、各加算の合計単位に加算
介護職員処遇改善加算Ⅰ 令和6年5月末日まで	×0.059	×0.059	5月末日まで 変更なし	令和6年5月末日まで、各加算の合計単位に加算。6月以降は1本化されます。 上記●新処遇改善改善加算となります。
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ 令和6年5月末日まで	×0.012	×0.012	6月以降は 1本化	
介護職員等ベースアップ等支援加算 令和6年5月末日まで	×0.011	×0.011		
ADL維持等加算Ⅱ	60	60	変更なし	ひと月に60単位を加算
科学的介護推進体制加算	40	40	変更なし	ひと月に40単位を加算

以上